

西三河都市計画事業 岡崎駅東土地区画整理事業

清算金徴収・交付のご案内

この冊子は岡崎駅東土地区画整理事業の清算金の受取り・支払いに関する各種手続きについて説明するものです。

岡崎駅東土地区画整理事業に関するお知らせ
は、岡崎市ホームページにも掲載しています。



令和8年(2026)8月

岡崎市都市基盤部市街地整備課

総務清算係(0564)23-6264

1 清算金とは

清算金は、区画整理前の土地（従前地）と区画整理後の土地（換地）をそれぞれ評価し、整理前後に生じた権利の過不足を、金銭により是正するものです。

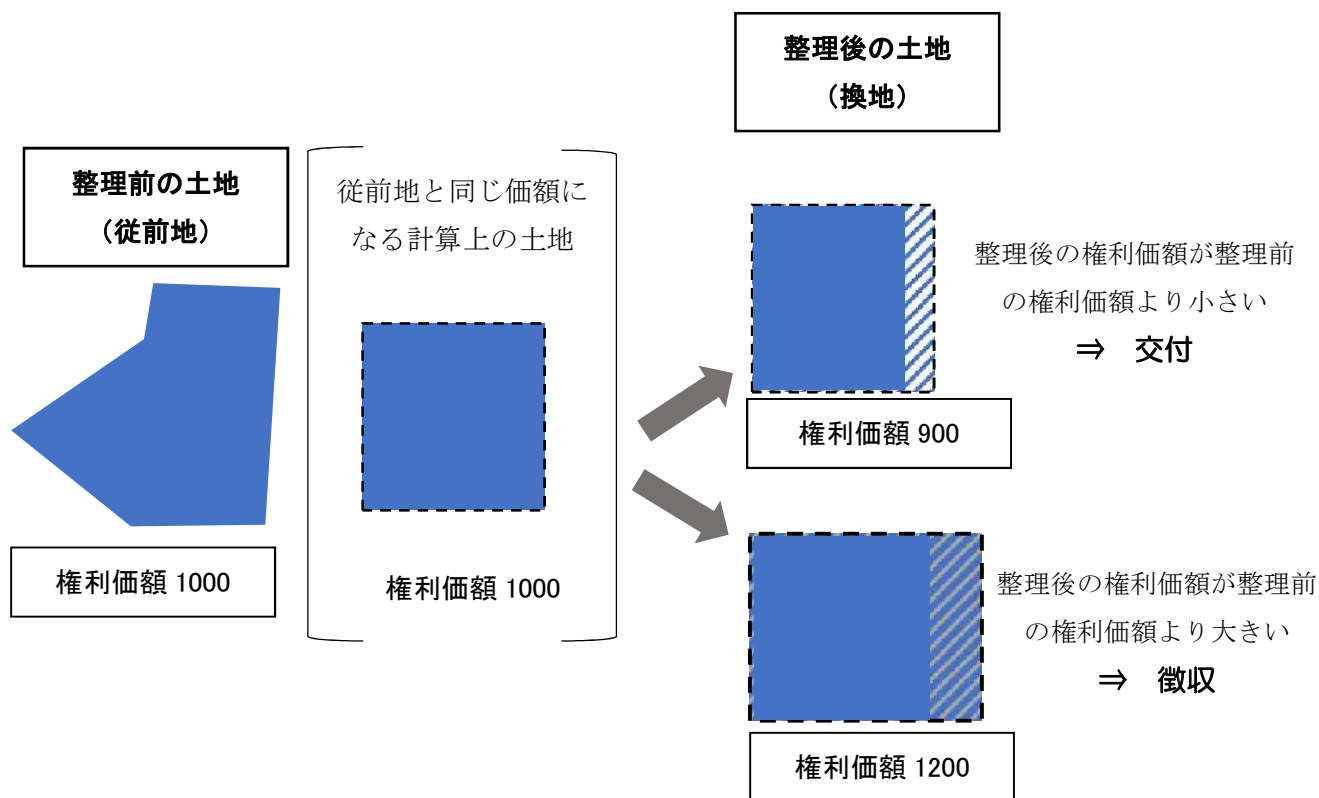
従前地から算定される権利価額が、換地の権利価額より大きいときは清算金が交付（権利者が市から受け取る）され、少ないときは清算金が徴収（権利者が市へ支払う）されることになります。

従前地の権利価額 > 換地の権利価額 … 清算金の交付（市から受け取る）

従前地の権利価額 < 換地の権利価額 … 清算金の徴収（市へ支払う）

※清算金は減歩（げんぷ）に対する補償金ではありません。

※清算金の徴収又は交付の対象者は、換地処分の公告日（令和8年7月17日）時点の土地所有者等になります。



換地計画により定められた清算金は、換地処分の公告の翌日(令和8年7月18日)に確定しましたので、今後は清算金の徴収・交付事務を行います。

清算金に関する手続きについては、下記のものがあります。

※清算金を市へ支払う…以下「徴収清算金」と記載

※清算金を市から受け取る…以下「交付清算金」と記載

(1) 清算金の相殺…市が行います。

清算金は各筆各権利別(土地毎)に算出されますが、同一の所有者について徴収清算金と交付清算金がそれぞれある場合は、相殺(差し引きすること)して、徴収又は交付します。

(2) 清算金額の通知(清算金確定通知書)…市が行います。(今回送付したもの)

「清算金確定通知書」には、各権利に対する清算金が集計又は相殺された清算金額が記載されています。徴収清算金を金融機関で支払う際に使用する納入通知書や、交付清算金を受け取るために市へ提出する請求書については、改めて通知を送付します(「(6) 清算金徴収・交付通知書の送付」(4頁)を参照)。

(3) 清算金の債務の引受、債権の譲渡…必要な方が行ってください。

換地処分の公告日(令和8年7月17日)における土地所有者及び借地権者以外の方が、徴収清算金を支払い、又は交付清算金を受け取る場合は、清算金の「債務引受」又は「債権譲渡」の手続きが必要です。

様式名 …併存的債務引受承認申請書(様式第11)

債権譲渡届出書(様式第19)

提出期限…令和8年9月14日(月)※必着

※関係者の実印の押印及び印鑑登録証明書の添付が必要ですのでご注意ください。

※様式は市のホームページや市街地整備課窓口(西庁舎4階)にあります。

(4) 清算金債務の相続届・清算金債権の相続届…必要な方が行ってください。

清算金債務又は債権について相続があった場合、清算金債務の相続届又は清算金債権の相続届を提出いただくと、その後の通知は債務又は債権を相続した方に送付します。

相続等が発生した場合は、市へご連絡ください。様式はホームページからダウンロード又は市街地整備課窓口(西庁舎4階)でお渡しします。

様式名…清算金債務の相続届(様式第9)
清算金債権の相続届(様式第17)

※関係者の実印の押印、印鑑登録証明書の添付及び相続人確認書類（戸籍謄本、相続人関係図及び遺産分割協議書など）が必要です。ご注意ください。

(5) 清算金の分割納付…必要な方が行ってください。

徴収となる清算金額が5万円以上の場合は、金額に応じて5年以内の分割納付ができます。分割納付をご希望される方は、**令和8年9月14日(月)必着**で市街地整備課にご提出ください。

ご提出がない方については、一括の納入通知書を作成します。

様式名…清算金分割徴収納付申請書(様式第4)

※内容審査後、清算金分割徴収納付承認通知書が市より送付されます。

※徴収清算金額により分納期間が異なりますので、下記表をご確認ください。

※徴収清算金を分割納付する場合は、**第1回目の徴収以降、毎回の残額に対して**利子が付されます。その**利率は1.875%**です。

※様式は市のホームページや市街地整備課窓口（西庁舎4階）にございます。

【分割払いの期間及び回数】

徴収すべき清算金の総額	分割徴収する期間	分割の回数
5万円以上 10万円未満	6か月以内	2
10万円以上 20万円未満	1年以内	3
20万円以上 30万円未満	1年6か月以内	4
30万円以上 40万円未満	2年以内	5
40万円以上 50万円未満	2年6か月以内	6
50万円以上 60万円未満	3年以内	7
60万円以上 70万円未満	3年6か月以内	8
70万円以上 80万円未満	4年以内	9
80万円以上 90万円未満	4年6か月以内	10
90万円以上	5年以内	11

分割徴収する期間とは、第1回の徴収すべき期日の翌日から起算します。

※分割納付となった方で、住所や氏名の変更があった場合や相続が発生した場合、

繰上納付を希望する場合などは、市街地整備課総務清算係（0564）23-6264 にご連絡ください。

(6) 清算金徴収・交付通知書の送付…市が行います。(令和8年 10 月頃～)

清算金が交付となる方に対しては、市に対する請求書を同封します。必要事項をご記入いただき、ご返送ください。返送期日につきましては清算金交付通知書に記載予定です。

※請求書のご提出をいただかないとお支払いができません。お手続きをお願いします。

清算金が徴収となる方に対しては、納入通知書を同封します。納入期限は清算金徴収通知書に記載されますので、届きましたらご確認ください。

下記金融機関の本店、支店がご利用可能です（令和8年8月現在）。

岡崎信用金庫	三菱UFJ銀行
大垣共立銀行	十六銀行
三十三銀行	百五銀行
あいち銀行	名古屋銀行
豊川信用金庫	豊田信用金庫
碧海信用金庫	西尾信用金庫
蒲郡信用金庫	信用組合愛知商銀
イオ信用組合	東海労働金庫
あいち三河農業協同組合	ゆうちょ銀行 (郵便局…愛知県・岐阜県・三重県・静岡県)

(7) 徴収清算金の延滞金

徴収清算金を納付しなかった場合、市が期限を指定して督促します。当該期限の翌日から納付の日までの日数に応じて年 10.75%の割合を乗じて計算した額を、延滞金として徴収します。

(8) 清算金にかかる税金

清算金が交付となる土地がある方については（相殺により徴収となる方でも、相殺前に交付となる土地がある場合）、所得税に関する「5,000万円特別控除」または「代替資産取得の特例措置」が受けられます。

確定申告に必要となる証明書として、

- ① 公共事業用資産の買取り等の申出証明書
- ② 公共事業用資産の買取り等の証明書
- ③ 収用証明書

を令和9年1月（予定）に送付いたします。

なお、換地処分の公告の日（令和8年7月17日）時点の所有者又は借地権者が確定申告の対象となります。

<税務署からのお知らせ>

令和9年の確定申告期間に確定申告をお願いします。

交付清算金の金額から必要経費を差し引いた残額について、特別控除額を控除した結果納付すべき金額がなく、かつ申告義務のない方は確定申告をする必要はありません。

※ただし医療費控除や寄付金控除などの適用を受けるために確定申告をする場合は、特別控除を適用して譲渡所得が「0」となったとしても交付清算金について申告が必要です。

税控除についての詳細は、住所地（お住まいの土地）を管轄する税務署へご相談ください。

Q1 仮換地(令和8年7月16日以前の地区内の土地)を売買した場合、清算金は売主・買主どちらに帰属するのでしょうか？

A1 清算金の徴収又は交付の権利義務は換地処分公告日（令和8年7月17日）時点の所有者に帰属します。

仮換地を売買する際に契約等で清算金の帰属を定めている場合は、当事者間で清算行為を行うか、本冊子でご案内している、「様式第11:併存的債務引受承認申請書」（徴収の場合）、「様式第19:債権譲渡届出書」（交付の場合）を市街地整備課までご提出ください。様式の書き方の例は次頁以降に記載しています。

Q2 登記名義人が亡くなっている場合、清算金はどうなるのでしょうか？

A2 本人が亡くなっている場合は、清算金に係る債権・債務の承継人、又は、相続人全員がその権利割合に応じて清算金の徴収・交付の対象となります。

なお、相続人の間で係争等があり、相続が確定できない場合の清算交付金は供託することになります。

Q3 清算金を債務者の代わりに支払ったり、債権者の代わりに受け取ったりできますか？

A3 本冊子に記載している「様式第11:併存的債務引受承認申請書」（徴収の場合）、「様式第19:債権譲渡届出書」（交付の場合）を市街地整備課に提出いただくと債務者、債権者の代わりに清算金を支払ったり、受け取ったりすることができます。

様式の書き方の例は7頁以降に記載しています。

Q4 清算金の徴収納付期限、交付時期はいつ頃になりますか？

A4 令和8年12月頃を予定しています。

今後、債務引受、分割申出期間の受付後、清算金徴収・交付通知を送付いたします。

交付の場合は、市への請求書を同封しますので、必要事項をご記入いただき、ご返送ください。

徴収の場合は、納入通知書を同封しますので、指定する金融機関等でお支払いください。

Q5 以前に仮清算を行った場合はどうなりますか？

A5 仮清算にて徴収済又は交付済みの清算金については、再度本清算にて徴収又は交付されることはございません。

記載例1:様式第4 清算金分割徴収納付申請書

様式第4 (第5条関係)

清算金分割徴収納付申請書

① 令和8年9月××日

西三河都市計画事業岡崎駅東土地地区画整理事業

施行者 岡崎市

代表者 岡崎市長 内田 康宏 様

② 住 所 愛知県岡崎市〇〇町〇番地
氏 名 △△ △△ 印
電話番号 090-××××-××××

令和8年8月28日付け 市整第139号で通知を受けた西三河都市計画事業岡崎駅東土地地区画整理事業の清算金について、下記のとおり分割納付の申請をいたします。

記

③

徴収清算金額	分納回数	初回希望納付額
1,000,000 円	11 回	100,000 円

分割納付しようとする清算金総額と分納の回数					
5万円以上 10万円未満	10万円以上 20万円未満	20万円以上 30万円未満	30万円以上 40万円未満	40万円以上 50万円未満	50万円以上 60万円未満
2 回	3 回	4 回	5 回	6 回	7 回
60万円以上 70万円未満	70万円以上 80万円未満	80万円以上 90万円未満	90万円以上		
8 回	9 回	10 回	11 回		

④ 注意事項

1. 上記の表によってあなたに対する清算金が何回分割納付することができるか御確認ください。第2回以後の徴収の期限は、前回の徴収期限の翌日から6か月目です。
2. 分割納付する場合における利子の利率は1.875%です。
3. 住所、氏名、電話番号を自署する場合は押印不要です。

①提出日（記入日）を記入してください。

②住所、氏名及び電話番号を記入してください（自署の場合押印不要）。

③清算金確定通知書に記載されている徴収清算金額を記入してください。希望回数は金額により最大の回数が決めています。初回希望納付金は徴収清算金額を分割回数で割った金額を記入するようにしてください。

④注意事項を記載していますので十分お読みください。

記載例 2: 様式 9_清算金債務の相続届

様式第 9 (第 14 条関係)

清 算 金 債 務 の 相 続 届

① 令和8年9月××日

西三河都市計画事業岡崎駅東土地区画整理事業

施行者 岡崎市

代表者 岡崎市長 内田 康宏 様

② 住 所 愛知県岡崎市〇〇町〇番地
氏 名 △△ △△ 印
電話番号 090-××××-××××

西三河都市計画事業岡崎駅東土地区画整理事業の亡 ●● ●● 名義の徴収清算金については、協議の結果下記のとおり相続したので届け出ます。

記

③

徴収清算金	750,000 円				
住 所	氏 名	実印	続柄	相続承継額 (円)	
名古屋市〇区〇丁目〇番〇号	◎◎ ◎◎	印	配偶者	300,000	
名古屋市〇区〇丁目〇番〇号	▲▲ ▲▲	印	長男	150,000	
口県口市口町口番地	△△ △△	印	長女	150,000	
岡崎市××町××番地	◆◆ ◆◆	印	二女	150,000	
印鑑証明書のとおりに記入してください					

④ 注意事項

- 1 相続人全員の住所、氏名、続柄、相続承継額を記入の上、実印を押してください。
- 2 相続人全員の印鑑登録証明書（3か月以内に交付されたもの）を必ず添付してください。
- 3 相続人全員が確認できるもの（戸籍謄本及び相続関係図、遺産分割協議書など）を添付してください。

①提出日（記入日）を記入してください。

②住所、氏名及び電話番号は、相続人の代表者（相続人のうちどなたでも構いません）を記入してください。

③書類の記入は代表者が行っていただいても構いません。

④法定相続人全員の印鑑登録証明書（3か月以内に交付されたもの）を添付してください。

記載例 3: 様式 11_併存的債務引受承認申請書

様式第 11 (第 15 条関係)	
併 存 的 債 務 引 受 承 認 申 請 書	
① 令和8年9月××日	
西三河都市計画事業岡崎駅東土地区画整理事業 施行者 岡崎市 代表者 岡崎市長 内田 康宏 様	
②	甲 (債務者) 住 所 □県□市□町□番地 氏 名 △△ △△ 印 電話番号 090-××××-××××
③	乙 (債務引受人) 住 所 名古屋市×町×番×号 氏 名 ◆◆ ◆◆ 印 電話番号 080-××××-××××
このたび、甲と乙は、下記のとおり併存的債務の引受け契約を締結しましたので、このことについて、債権者岡崎市の承認を得たいので申請します。	
記	
1 西三河都市計画事業岡崎駅東土地区画整理事業に伴い、甲が債権者岡崎市に対して負担する清算金債務 (金 300,000 円) を乙は併存的に引き受け甲と連帯してその債務の履行を約する。	
2 土地区画整理法及び同法施行令並びに西三河都市計画事業岡崎駅東土地区画整理事業施行規程に定められた清算金債務についての各条項は、乙に対して準用する。	
④	注意事項 1 甲、乙共に実印を押してください。 2 甲、乙共に印鑑登録証明書 (3か月以内に交付されたもの) を必ず添付してください。

- ①提出日 (記入日) を記入してください。
- ②債務者、債務引受人の住所、氏名及び電話番号を記入してください。また、横に実印を押印してください。
- ③債務引受人の欄は、債務者と連帯して新たに清算金債務を負う方を記入してください。
- ④債務者及び債務引受人の印鑑登録証明書 (3 カ月以内に交付されたもの) を添付してください。

記載例4:様式 17_清算金債権の相続届

様式第 17 (第 23 条関係)

清 算 金 債 権 の 相 続 届

① 令和8年9月××日

西三河都市計画事業岡崎駅東土地区画整理事業

施行者 岡崎市

代表者 岡崎市長 内田 康宏 様

② 住 所 〇県〇市〇町〇番地

氏 名 △△ △△

印

電話番号 090-××××-××××

西三河都市計画事業岡崎駅東土地区画整理事業の被相続人 ●● ●● 名義の清算
交付金については、下記のとおり相続したので届け出ます。

なお、本届出書に基づく債権について紛争が生じた場合、届出者の責任において解決
し、施行者に一切迷惑をかけないことを誓約します。

③ 記

清算交付金	600,000 円			
住 所	氏 名	実印	続柄	相続承継額 (円)
名古屋市〇区〇丁目〇番〇号	◎◎ ◎◎	印	配偶者	300,000
名古屋市〇区〇丁目〇番〇号	▲▲ ▲▲	印	長男	150,000
〇県〇市〇町〇番地	△△ △△	印	長女	150,000
				
印鑑証明書のとおりに記入してください				

④

注意事項

- 1 相続人全員の住所、氏名、相続承継額を記入の上、実印を押してください。
- 2 相続人全員の印鑑登録証明書（3か月以内に交付されたもの）を必ず添付してください。
- 3 相続人全員が確認できるもの（戸籍謄本、相続人関係図及び遺産分割協議書など）を添付してください。

①提出日（記入日）を記入してください。

②住所、氏名及び電話番号は、相続人の代表者（相続人のうちどなたでも構いません）
を記入してください。

③書類の記入は代表者が行っていただいても構いません。

④法定相続人全員の「印鑑登録証明書」（3カ月以内に交付されたもの）を添付してく
ださい。

記載例 5: 様式第 19_債権譲渡届出書

様式第 19 (第 24 条関係)	
債 権 譲 渡 届 出 書	
① 令和8年9月××日	
西三河都市計画事業岡崎駅東土地区画整理事業	
施行者 岡崎市	
代表者 岡崎市長 内田 康宏 様	
② (譲渡人)	
住 所	愛知県岡崎市〇〇町〇〇番地
氏 名	△△ △△ 印
電話番号	090-××××-××××
西三河都市計画事業岡崎駅東土地区画整理事業により、岡崎市に対して有する清算金債権(金 300,000 円)を、下記の者に譲渡しましたので、届け出ます。	
記	
③ (譲受人)	
住 所	□県□市□町□番地
氏 名	□□ □□ 印
電話番号	080-××××-××××
④ (注意事項)	
1 譲渡人、譲受人共に実印を押してください。	
2 譲渡人、譲受人共に印鑑登録証明書(3か月以内に交付されたもの)を必ず添付してください。	

①提出日(記入日)を記入してください。

②譲渡人、譲受人の住所、氏名及び電話番号を記入してください。また、横に実印を押印してください。

③譲受人の欄は、清算金を新たに受け取る方(売り主)を記入してください。

④譲渡人及び譲受人の印鑑登録証明書(3か月以内に交付されたもの)を添付してください。